

下関市国民保護計画修正 新旧対照表

一連番号	該当箇所／該当ページ	項目名	旧(現行)	新(修正案)	理由	担当部局室・関係機関																																																																																																																																																																																																																																																	
1	(4) 道路の位置等／P11	第1編 総論 第4章 市の地理的、社会的特徴	(略) 国道は、山陽側に国道2号及び9号があり、国道2号は関門トンネルで北九州市に、国道9号は <u>広島</u> 方面から下関市に至る。 (略) また国道491号は長府から本市を南北方向に縦断し、長門市湯谷に至る。	(略) 国道は、山陽側に国道2号及び9号があり、国道2号は関門トンネルで北九州市に、国道9号は <u>京都</u> 方面から下関市に至る。 (略) また国道491号は長府から本市を南北方向に縦断し、長門市油谷に至る。	4 表現の適正化																																																																																																																																																																																																																																																		
2	(5) 鉄道、港湾の位置等／P13	第1編 総論 第4章 市の地理的、社会的特徴	<p>表 1-1 港湾施設の詳細</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区名</th> <th rowspan="2">ふ頭名</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">延長(m)</th> <th rowspan="2">水深(m)</th> <th colspan="2">係船能力</th> </tr> <tr> <th>重量(トン)</th> <th>船数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">本港</td> <td rowspan="4">第1突堤</td> <td>8号岸壁</td> <td>180</td> <td>-4.5</td> <td>500</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>10号岸壁</td> <td>260</td> <td>-13.0</td> <td>20,000</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>11号岸壁</td> <td>120</td> <td>-4.5</td> <td>700</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>12号・13号岸壁</td> <td>300</td> <td>-9.0</td> <td>10,000</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2突堤</td> <td>15号岸壁</td> <td>150</td> <td>-9.0</td> <td>10,000</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>16号・17号岸壁</td> <td>380</td> <td>-10.0</td> <td>15,000</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>18号・19号岸壁</td> <td>260</td> <td>-7.5</td> <td>5,000</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>20号・21号岸壁</td> <td>370</td> <td>-10.0</td> <td>15,000</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">細江</td> <td>22号岸壁</td> <td>180</td> <td>-5.5</td> <td>2,000</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>東港</td> <td>あるかぼーと</td> <td>あるかぼーと岸壁</td> <td>300</td> <td>-12.0</td> <td>50,000(総トン)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">岬之町</td> <td rowspan="3">岬之町</td> <td>23号岸壁</td> <td>180</td> <td>-5.5</td> <td>2,000</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>24号・25号岸壁</td> <td>370</td> <td>-10.0</td> <td>15,000</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>26号岸壁</td> <td>130</td> <td>-7.5</td> <td>5,000</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">長府</td> <td rowspan="3">長府</td> <td>長府1号岸壁</td> <td>180</td> <td>-5.5</td> <td>2,000</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>長府2号岸壁</td> <td>195</td> <td>-7.5</td> <td>5,000</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>長府3号岸壁</td> <td>190</td> <td>-11.0</td> <td>30,000</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西山、荒田、福浦</td> <td rowspan="2">西山</td> <td>西山3号岸壁</td> <td>242</td> <td>-12.0</td> <td>30,000</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>西山4号岸壁</td> <td>150</td> <td>-5.5</td> <td>2,000</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>新港(長州出島)</td> <td>新港</td> <td>新港1号岸壁</td> <td>410</td> <td>-12.0</td> <td>30,000(DWT)</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>引用：下関市港湾局ホームページ</p>	地区名	ふ頭名	施設名	延長(m)	水深(m)	係船能力		重量(トン)	船数	本港	第1突堤	8号岸壁	180	-4.5	500	2	10号岸壁	260	-13.0	20,000	1	11号岸壁	120	-4.5	700	2	12号・13号岸壁	300	-9.0	10,000	2	第2突堤	15号岸壁	150	-9.0	10,000	1	16号・17号岸壁	380	-10.0	15,000	2	18号・19号岸壁	260	-7.5	5,000	2	20号・21号岸壁	370	-10.0	15,000	2	細江	22号岸壁	180	-5.5	2,000	2	東港	あるかぼーと	あるかぼーと岸壁	300	-12.0	50,000(総トン)	1	岬之町	岬之町	23号岸壁	180	-5.5	2,000	2	24号・25号岸壁	370	-10.0	15,000	2	26号岸壁	130	-7.5	5,000	1	長府	長府	長府1号岸壁	180	-5.5	2,000	2	長府2号岸壁	195	-7.5	5,000	1	長府3号岸壁	190	-11.0	30,000	1	西山、荒田、福浦	西山	西山3号岸壁	242	-12.0	30,000	1	西山4号岸壁	150	-5.5	2,000	1	新港(長州出島)	新港	新港1号岸壁	410	-12.0	30,000(DWT)	1	<p>表 1-1 港湾施設の詳細</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区名</th> <th rowspan="2">ふ頭名</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">延長(m)</th> <th rowspan="2">水深(m)</th> <th colspan="2">係船能力</th> </tr> <tr> <th>重量(トン)</th> <th>船数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">本港</td> <td rowspan="4">第1突堤</td> <td>8号岸壁</td> <td>180</td> <td>-4.5</td> <td>500</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>10号岸壁</td> <td>260</td> <td>-13.0</td> <td>20,000</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>11号岸壁</td> <td>120</td> <td>-4.5</td> <td>700</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>12号・13号岸壁</td> <td>300</td> <td>-9.0</td> <td>10,000</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2突堤</td> <td>15号岸壁</td> <td>150</td> <td>-9.0</td> <td>10,000</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>16号・17号岸壁</td> <td>380</td> <td>-10.0</td> <td>15,000</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>18号・19号岸壁</td> <td>260</td> <td>-7.5</td> <td>5,000</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>20号・21号岸壁</td> <td>370</td> <td>-10.0</td> <td>15,000</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">細江</td> <td>22号岸壁</td> <td>180</td> <td>-5.5</td> <td>2,000</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>東港</td> <td>あるかぼーと</td> <td>あるかぼーと岸壁</td> <td>300</td> <td>-12.0</td> <td>50,000(総トン)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">岬之町</td> <td rowspan="3">岬之町</td> <td>23号岸壁</td> <td>180</td> <td>-5.5</td> <td>2,000</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>24号・25号岸壁</td> <td>370</td> <td>-10.0</td> <td>15,000</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>26号岸壁</td> <td>130</td> <td>-7.5</td> <td>5,000</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">長府</td> <td rowspan="3">長府</td> <td>長府1号岸壁</td> <td>180</td> <td>-5.5</td> <td>2,000</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>長府2号岸壁</td> <td>195</td> <td>-7.5</td> <td>5,000</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>長府3号岸壁</td> <td>190</td> <td>-11.0</td> <td>30,000</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西山、荒田、福浦</td> <td rowspan="2">西山</td> <td>西山3号岸壁</td> <td>242</td> <td>-12.0</td> <td>30,000</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>西山4号岸壁</td> <td>150</td> <td>-5.5</td> <td>2,000</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">新港(長州出島)</td> <td rowspan="2">新港</td> <td>新港1号岸壁</td> <td>328</td> <td>-12.0</td> <td>30,000(DWT)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>新港2号岸壁</td> <td>385</td> <td>-12.0</td> <td>220,000(GT級)</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>引用：下関市港湾局ホームページ</p>	地区名	ふ頭名	施設名	延長(m)	水深(m)	係船能力		重量(トン)	船数	本港	第1突堤	8号岸壁	180	-4.5	500	2	10号岸壁	260	-13.0	20,000	1	11号岸壁	120	-4.5	700	2	12号・13号岸壁	300	-9.0	10,000	2	第2突堤	15号岸壁	150	-9.0	10,000	1	16号・17号岸壁	380	-10.0	15,000	2	18号・19号岸壁	260	-7.5	5,000	2	20号・21号岸壁	370	-10.0	15,000	2	細江	22号岸壁	180	-5.5	2,000	2	東港	あるかぼーと	あるかぼーと岸壁	300	-12.0	50,000(総トン)	1	岬之町	岬之町	23号岸壁	180	-5.5	2,000	2	24号・25号岸壁	370	-10.0	15,000	2	26号岸壁	130	-7.5	5,000	1	長府	長府	長府1号岸壁	180	-5.5	2,000	2	長府2号岸壁	195	-7.5	5,000	1	長府3号岸壁	190	-11.0	30,000	1	西山、荒田、福浦	西山	西山3号岸壁	242	-12.0	30,000	1	西山4号岸壁	150	-5.5	2,000	1	新港(長州出島)	新港	新港1号岸壁	328	-12.0	30,000(DWT)	1	新港2号岸壁	385	-12.0	220,000(GT級)	1	4 表現の適正化	港湾局
地区名	ふ頭名	施設名	延長(m)						水深(m)	係船能力																																																																																																																																																																																																																																													
				重量(トン)	船数																																																																																																																																																																																																																																																		
本港	第1突堤	8号岸壁	180	-4.5	500	2																																																																																																																																																																																																																																																	
		10号岸壁	260	-13.0	20,000	1																																																																																																																																																																																																																																																	
		11号岸壁	120	-4.5	700	2																																																																																																																																																																																																																																																	
		12号・13号岸壁	300	-9.0	10,000	2																																																																																																																																																																																																																																																	
	第2突堤	15号岸壁	150	-9.0	10,000	1																																																																																																																																																																																																																																																	
		16号・17号岸壁	380	-10.0	15,000	2																																																																																																																																																																																																																																																	
		18号・19号岸壁	260	-7.5	5,000	2																																																																																																																																																																																																																																																	
		20号・21号岸壁	370	-10.0	15,000	2																																																																																																																																																																																																																																																	
	細江	22号岸壁	180	-5.5	2,000	2																																																																																																																																																																																																																																																	
		東港	あるかぼーと	あるかぼーと岸壁	300	-12.0	50,000(総トン)	1																																																																																																																																																																																																																																															
岬之町	岬之町	23号岸壁	180	-5.5	2,000	2																																																																																																																																																																																																																																																	
		24号・25号岸壁	370	-10.0	15,000	2																																																																																																																																																																																																																																																	
		26号岸壁	130	-7.5	5,000	1																																																																																																																																																																																																																																																	
長府	長府	長府1号岸壁	180	-5.5	2,000	2																																																																																																																																																																																																																																																	
		長府2号岸壁	195	-7.5	5,000	1																																																																																																																																																																																																																																																	
		長府3号岸壁	190	-11.0	30,000	1																																																																																																																																																																																																																																																	
西山、荒田、福浦	西山	西山3号岸壁	242	-12.0	30,000	1																																																																																																																																																																																																																																																	
		西山4号岸壁	150	-5.5	2,000	1																																																																																																																																																																																																																																																	
新港(長州出島)	新港	新港1号岸壁	410	-12.0	30,000(DWT)	1																																																																																																																																																																																																																																																	
地区名	ふ頭名	施設名	延長(m)	水深(m)	係船能力																																																																																																																																																																																																																																																		
					重量(トン)	船数																																																																																																																																																																																																																																																	
本港	第1突堤	8号岸壁	180	-4.5	500	2																																																																																																																																																																																																																																																	
		10号岸壁	260	-13.0	20,000	1																																																																																																																																																																																																																																																	
		11号岸壁	120	-4.5	700	2																																																																																																																																																																																																																																																	
		12号・13号岸壁	300	-9.0	10,000	2																																																																																																																																																																																																																																																	
	第2突堤	15号岸壁	150	-9.0	10,000	1																																																																																																																																																																																																																																																	
		16号・17号岸壁	380	-10.0	15,000	2																																																																																																																																																																																																																																																	
		18号・19号岸壁	260	-7.5	5,000	2																																																																																																																																																																																																																																																	
		20号・21号岸壁	370	-10.0	15,000	2																																																																																																																																																																																																																																																	
	細江	22号岸壁	180	-5.5	2,000	2																																																																																																																																																																																																																																																	
		東港	あるかぼーと	あるかぼーと岸壁	300	-12.0	50,000(総トン)	1																																																																																																																																																																																																																																															
岬之町	岬之町	23号岸壁	180	-5.5	2,000	2																																																																																																																																																																																																																																																	
		24号・25号岸壁	370	-10.0	15,000	2																																																																																																																																																																																																																																																	
		26号岸壁	130	-7.5	5,000	1																																																																																																																																																																																																																																																	
長府	長府	長府1号岸壁	180	-5.5	2,000	2																																																																																																																																																																																																																																																	
		長府2号岸壁	195	-7.5	5,000	1																																																																																																																																																																																																																																																	
		長府3号岸壁	190	-11.0	30,000	1																																																																																																																																																																																																																																																	
西山、荒田、福浦	西山	西山3号岸壁	242	-12.0	30,000	1																																																																																																																																																																																																																																																	
		西山4号岸壁	150	-5.5	2,000	1																																																																																																																																																																																																																																																	
新港(長州出島)	新港	新港1号岸壁	328	-12.0	30,000(DWT)	1																																																																																																																																																																																																																																																	
		新港2号岸壁	385	-12.0	220,000(GT級)	1																																																																																																																																																																																																																																																	

下関市国民保護計画修正 新旧対照表

一連番号	該当箇所／該当ページ	項目名	旧(現行)	新(修正案)	理由	担当部局室・関係機関
3	特性①有人離島が存在する／P14	第1編 総論 第4章 市の地理的、社会的特徴	(略) 蓋井島 <u>88</u> 人、六連島 <u>86</u> 人である。面積は、蓋井島 2.32km^2 、六連島 0.69km^2 である。	(略) 蓋井島 <u>80</u> 人、六連島 <u>77</u> 人である。面積は、蓋井島 2.32km^2 、六連島 0.69km^2 である。 <u>(R6.4.30 現在)</u>	4 表現の適正化	
4	特性①有人離島が存在する／P15	第1編 総論 第4章 市の地理的、社会的特徴	表 1-2 有人離島の諸元	表 1-2 有人離島の諸元	4 表現の適正化	

島名	人口(人)	面積(km^2)	本土との距離(km)	港	離島航路		
					所要時間(分)	総トン数(t)	旅客定員(人)
蓋井島	88	2.32	14.0	蓋井島漁港	40	49	80
六連島	86	0.69	6.0	六連島漁港	20	19	80

島名	人口(人)	面積(km^2)	本土との距離(km)	港	離島航路		
					所要時間(分)	総トン数(t)	旅客定員(人)
蓋井島	80	2.32	14.0	蓋井島漁港	40	49	80
六連島	77	0.69	6.0	六連島漁港	20	19	80

下関市国民保護計画修正 新旧対照表

一連番号	該当箇所／該当ページ	項目名	旧(現行)	新(修正案)	理由	担当部局室・関係機関																																
5	特性③自衛隊基地が存在する／P15	第1編 総論 第4章 市の地理的、社会的特徴	表 1-3 自衛隊施設の諸元 <table border="1" data-bbox="936 393 1508 707"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>基地名</th><th>部隊名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海上自衛隊</td><td>下関基地</td><td>下関基地隊 第43掃海隊 下関警務分遣隊</td></tr> <tr> <td>海上自衛隊</td><td>小月航空基地</td><td>小月教育航空群司令部 第201教育航空隊 小月教育航空隊 第201整備補給隊 小月航空基地隊 小月警務分遣隊</td></tr> </tbody> </table>	名称	基地名	部隊名	海上自衛隊	下関基地	下関基地隊 第43掃海隊 下関警務分遣隊	海上自衛隊	小月航空基地	小月教育航空群司令部 第201教育航空隊 小月教育航空隊 第201整備補給隊 小月航空基地隊 小月警務分遣隊	表 1-3 自衛隊施設の諸元 <table border="1" data-bbox="1826 393 2397 673"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>基地名</th><th>部隊名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海上自衛隊</td><td>下関基地</td><td>下関基地隊</td></tr> <tr> <td>海上自衛隊</td><td>小月航空基地</td><td>小月教育航空群司令部 第201教育航空隊 小月教育航空隊 第201整備補給隊 小月航空基地隊 小月情報派遣隊 小月警務班</td></tr> </tbody> </table>	名称	基地名	部隊名	海上自衛隊	下関基地	下関基地隊	海上自衛隊	小月航空基地	小月教育航空群司令部 第201教育航空隊 小月教育航空隊 第201整備補給隊 小月航空基地隊 小月情報派遣隊 小月警務班	4 表現の適正化	海上自衛隊														
名称	基地名	部隊名																																				
海上自衛隊	下関基地	下関基地隊 第43掃海隊 下関警務分遣隊																																				
海上自衛隊	小月航空基地	小月教育航空群司令部 第201教育航空隊 小月教育航空隊 第201整備補給隊 小月航空基地隊 小月警務分遣隊																																				
名称	基地名	部隊名																																				
海上自衛隊	下関基地	下関基地隊																																				
海上自衛隊	小月航空基地	小月教育航空群司令部 第201教育航空隊 小月教育航空隊 第201整備補給隊 小月航空基地隊 小月情報派遣隊 小月警務班																																				
6	特性③島嶼部に石油コンビナートが存在する／P16	第1編 総論 第4章 市の地理的、社会的特徴	(略) 令和4年1月1日現在の区域面積は50,000m ² 、石油の貯蔵・取扱・処理量は269,000kLである。 表 1-4 石油コンビナートの諸元 <table border="1" data-bbox="873 909 1667 1066"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区名</th><th rowspan="2">区域面積 (m²)</th><th colspan="2">貯蔵・取扱・処理量</th><th colspan="3">特定事業所数</th></tr> <tr> <th>石油 (kL)</th><th>高圧ガス 缶</th><th>総数</th><th>第1種事業所 レイアウト</th><th>第2種事業所 その他</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>六連島地区</td><td>50,000</td><td>269,000</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td></tr> </tbody> </table>	地区名	区域面積 (m ²)	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所数			石油 (kL)	高圧ガス 缶	総数	第1種事業所 レイアウト	第2種事業所 その他	六連島地区	50,000	269,000	0	1	0	1	(略) 指定区域の総面積は45,750.98m ² である。 表 1-4 石油コンビナートの諸元 <table border="1" data-bbox="1762 909 2524 1033"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区名</th><th rowspan="2">面積 (m²)</th><th colspan="3">特定事業所数</th></tr> <tr> <th>第1種事業所</th><th>第2種事業所</th><th>その他事業所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>六連島地区</td><td>45,750.98</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>	地区名	面積 (m ²)	特定事業所数			第1種事業所	第2種事業所	その他事業所	六連島地区	45,750.98	1	0	0	4 表現の適正化	
地区名	区域面積 (m ²)	貯蔵・取扱・処理量				特定事業所数																																
		石油 (kL)	高圧ガス 缶	総数	第1種事業所 レイアウト	第2種事業所 その他																																
六連島地区	50,000	269,000	0	1	0	1																																
地区名	面積 (m ²)	特定事業所数																																				
		第1種事業所	第2種事業所	その他事業所																																		
六連島地区	45,750.98	1	0	0																																		
7	特性⑥ 北九州市との密接な関係／P19	第1編 総論 第4章 市の地理的、社会的特徴	陸上の交通網は、昭和17年に開通した関門鉄道トンネル、昭和33年に開通した関門国道トンネル、昭和48年に完成した関門橋及び中国縦貫自動車道の開通、昭和50年に開通した山陽新幹線鉄道トンネル等整備されている。	陸上の交通網は、昭和17年に開通した関門鉄道トンネル、昭和33年に開通した関門国道トンネル、昭和48年に完成した関門橋、同年に開通した中国縦貫自動車道、昭和50年に開通した山陽新幹線鉄道トンネルが整備されている。	4 表現の適正化																																	
8	特性⑦ 国際航路が存在する／P19	第1編 総論 第4章 市の地理的、社会的特徴	(略) 1) 貿易貨物の単価が近隣港と対比して3~15倍の高価な貨物が選択的に下関港で取り扱われている。 2) 下関港の輸入コンテナ貨物の約49%が関西以東へ配達され、下関港の輸出コンテナ貨物の約34%が関西以東から集まっている。 3) 輸入品ではアパレルや生鮮食品等、輸出品では電子部品や生産機械等を中心とした貨物が取り扱われている。	(略) 1) 近隣港と対比して2倍以上の高価な貨物が下関港で取り扱われており、半導体製造装置を中心とする精密機械の輸出入に強い。 2) 下関港で取り扱うコンテナ貨物の背後圏は関東・関西を中心として広がっており、輸出コンテナの約40%、輸入コンテナの約50%が関西以東の貨物である。 3) 電子部品、生産機械、生鮮食品など急ぐ貨物が取り扱われている。	4 表現の適正化	港湾局																																

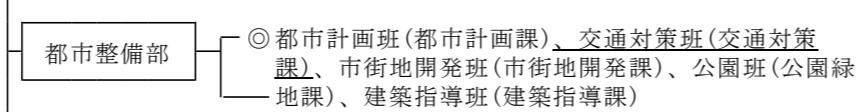
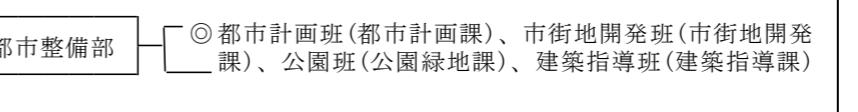
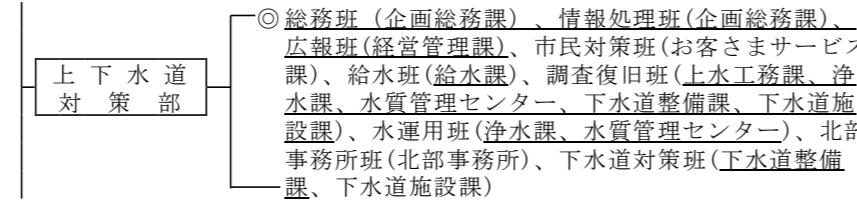
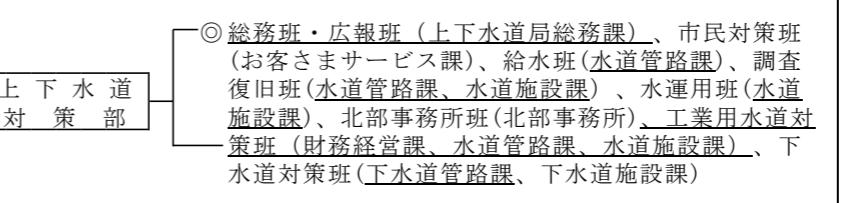
下関市国民保護計画修正 新旧対照表

一連番号	該当箇所/該当ページ	項目名	旧(現行)	新(修正案)	理由	担当部局室・関係機関																															
9	1 市の各部局における平素の業務/P24	第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備	<table border="1"> <tr> <td>市民部</td> <td>・市民活動団体（ボランティア団体、NPO等）の把握、支援に関すること。 ・総合支所との連絡調整に関すること。</td> </tr> </table>	市民部	・市民活動団体（ボランティア団体、NPO等）の把握、支援に関すること。 ・総合支所との連絡調整に関すること。	<table border="1"> <tr> <td>市民部</td> <td>・市民活動団体（ボランティア団体、NPO等）の把握、支援に関すること。</td> </tr> </table>	市民部	・市民活動団体（ボランティア団体、NPO等）の把握、支援に関すること。	3 業務内容等に伴う修正	市民部																											
市民部	・市民活動団体（ボランティア団体、NPO等）の把握、支援に関すること。 ・総合支所との連絡調整に関すること。																																				
市民部	・市民活動団体（ボランティア団体、NPO等）の把握、支援に関すること。																																				
10	(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応/P27	第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備	<p>【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市国民保護対策本部</th> <th>名 称</th> <th>代替職員（第1順位）</th> <th>代替職員（第2順位）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>市対策本部長</td><td>市 長</td><td>副市長</td><td>防災危機管理監</td></tr> <tr><td>市対策副本部長</td><td>副市長</td><td>防災危機管理監</td><td>—</td></tr> <tr><td>市対策本部員</td><td>防災危機管理監 総合政策部長 総務部長 財政部長 市民部長 福祉部長 こども未来部長 保健部長 環境部長 産業振興部長 農林水産振興部長 観光庁・文化部長 建設部長 都市整備部長 港湾局長 ポートレース事業管理者 菊川総合支所長 豊田総合支所長 豊浦総合支所長 豊北総合支所長 会計管理者 市議会事務局長 教育長 上下水道事業管理者 消防局長</td><td>防災危機管理課長 総合政策部次長 総務部次長 財政部次長 市民部次長 福祉部次長 こども未来部次長 保健部次長 環境部次長 産業振興部次長 農林水産振興部次長 観光庁・文化部次長 建設部次長 都市整備部次長 港湾局副局長 ポートレース事業局次長 菊川総合支所次長 豊田総合支所次長 豊浦総合支所次長 豊北総合支所次長 出納室長 市議会事務局次長 教育部長 上下水道局副局長 消防局次長</td><td>企画課長 総務部総務課長 財政課長 まちづくり政策課長 福祉政策課長 子育て政策課長 保健医療政策課長 環境政策課長 産業振興課長 農業振興課長 観光政策課長 道路河川建設課長 都市計画課長 港湾局経営課長 ポートレース事業課長 菊川総合支所地域政策課長 豊田総合支所地域政策課長 豊浦総合支所地域政策課長 豊北総合支所地域政策課長 — 市議会事務局庶務課長 教育委員会教育政策課長 上下水道局企画総務課長 消防局総務課長</td></tr> </tbody> </table> <p>【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市国民保護対策本部</th> <th>名 称</th> <th>代替職員（第1順位）</th> <th>代替職員（第2順位）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>市対策本部長</td><td>市 長</td><td>副市長</td><td>防災危機管理監</td></tr> <tr><td>市対策副本部長</td><td>副市長</td><td>防災危機管理監</td><td>—</td></tr> <tr><td>市対策本部員</td><td>防災危機管理監 総合政策部長 総務部長 財政部長 市民部長 福祉部長 こども未来部長 保健部長 環境部長 産業振興部長 農林水産振興部長 観光庁・文化部長 建設部長 都市整備部長 港湾局長 ポートレース事業管理者 菊川総合支所長 豊田総合支所長 豊浦総合支所長 豊北総合支所長 会計管理者 市議会事務局長 教育長 上下水道事業管理者 消防局長</td><td>防災危機管理課長 総合政策部次長 総務部次長 財政部次長 市民部次長 福祉部次長 こども未来部次長 保健部次長 環境部次長 産業振興部次長 農林水産振興部次長 観光庁・文化部次長 建設部次長 都市整備部次長 港湾局副局長 ポートレース事業局次長 菊川総合支所次長 豊田総合支所次長 豊浦総合支所次長 豊北総合支所次長 会計管理者 市議会事務局次長 教育長 上下水道局副局長 消防局次長</td><td>企画課長 総務部総務課長 財政課長 まちづくり政策課長 福祉政策課長 子育て政策課長 保健医療政策課長 環境政策課長 産業振興課長 農業振興課長 観光政策課長 道路河川建設課長 都市計画課長 港湾局経営課長 ポートレース事業課長 菊川総合支所地域政策課長 豊田総合支所地域政策課長 豊浦総合支所地域政策課長 豊北総合支所地域政策課長 — 市議会事務局庶務課長 教育委員会教育政策課長 上下水道局総務課長 消防局総務課長</td></tr> </tbody> </table>	市国民保護対策本部	名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	市対策本部長	市 長	副市長	防災危機管理監	市対策副本部長	副市長	防災危機管理監	—	市対策本部員	防災危機管理監 総合政策部長 総務部長 財政部長 市民部長 福祉部長 こども未来部長 保健部長 環境部長 産業振興部長 農林水産振興部長 観光庁・文化部長 建設部長 都市整備部長 港湾局長 ポートレース事業管理者 菊川総合支所長 豊田総合支所長 豊浦総合支所長 豊北総合支所長 会計管理者 市議会事務局長 教育長 上下水道事業管理者 消防局長	防災危機管理課長 総合政策部次長 総務部次長 財政部次長 市民部次長 福祉部次長 こども未来部次長 保健部次長 環境部次長 産業振興部次長 農林水産振興部次長 観光庁・文化部次長 建設部次長 都市整備部次長 港湾局副局長 ポートレース事業局次長 菊川総合支所次長 豊田総合支所次長 豊浦総合支所次長 豊北総合支所次長 出納室長 市議会事務局次長 教育部長 上下水道局副局長 消防局次長	企画課長 総務部総務課長 財政課長 まちづくり政策課長 福祉政策課長 子育て政策課長 保健医療政策課長 環境政策課長 産業振興課長 農業振興課長 観光政策課長 道路河川建設課長 都市計画課長 港湾局経営課長 ポートレース事業課長 菊川総合支所地域政策課長 豊田総合支所地域政策課長 豊浦総合支所地域政策課長 豊北総合支所地域政策課長 — 市議会事務局庶務課長 教育委員会教育政策課長 上下水道局企画総務課長 消防局総務課長	市国民保護対策本部	名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	市対策本部長	市 長	副市長	防災危機管理監	市対策副本部長	副市長	防災危機管理監	—	市対策本部員	防災危機管理監 総合政策部長 総務部長 財政部長 市民部長 福祉部長 こども未来部長 保健部長 環境部長 産業振興部長 農林水産振興部長 観光庁・文化部長 建設部長 都市整備部長 港湾局長 ポートレース事業管理者 菊川総合支所長 豊田総合支所長 豊浦総合支所長 豊北総合支所長 会計管理者 市議会事務局長 教育長 上下水道事業管理者 消防局長	防災危機管理課長 総合政策部次長 総務部次長 財政部次長 市民部次長 福祉部次長 こども未来部次長 保健部次長 環境部次長 産業振興部次長 農林水産振興部次長 観光庁・文化部次長 建設部次長 都市整備部次長 港湾局副局長 ポートレース事業局次長 菊川総合支所次長 豊田総合支所次長 豊浦総合支所次長 豊北総合支所次長 会計管理者 市議会事務局次長 教育長 上下水道局副局長 消防局次長	企画課長 総務部総務課長 財政課長 まちづくり政策課長 福祉政策課長 子育て政策課長 保健医療政策課長 環境政策課長 産業振興課長 農業振興課長 観光政策課長 道路河川建設課長 都市計画課長 港湾局経営課長 ポートレース事業課長 菊川総合支所地域政策課長 豊田総合支所地域政策課長 豊浦総合支所地域政策課長 豊北総合支所地域政策課長 — 市議会事務局庶務課長 教育委員会教育政策課長 上下水道局総務課長 消防局総務課長	4 表現の適正化	上下水道局
市国民保護対策本部	名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）																																		
市対策本部長	市 長	副市長	防災危機管理監																																		
市対策副本部長	副市長	防災危機管理監	—																																		
市対策本部員	防災危機管理監 総合政策部長 総務部長 財政部長 市民部長 福祉部長 こども未来部長 保健部長 環境部長 産業振興部長 農林水産振興部長 観光庁・文化部長 建設部長 都市整備部長 港湾局長 ポートレース事業管理者 菊川総合支所長 豊田総合支所長 豊浦総合支所長 豊北総合支所長 会計管理者 市議会事務局長 教育長 上下水道事業管理者 消防局長	防災危機管理課長 総合政策部次長 総務部次長 財政部次長 市民部次長 福祉部次長 こども未来部次長 保健部次長 環境部次長 産業振興部次長 農林水産振興部次長 観光庁・文化部次長 建設部次長 都市整備部次長 港湾局副局長 ポートレース事業局次長 菊川総合支所次長 豊田総合支所次長 豊浦総合支所次長 豊北総合支所次長 出納室長 市議会事務局次長 教育部長 上下水道局副局長 消防局次長	企画課長 総務部総務課長 財政課長 まちづくり政策課長 福祉政策課長 子育て政策課長 保健医療政策課長 環境政策課長 産業振興課長 農業振興課長 観光政策課長 道路河川建設課長 都市計画課長 港湾局経営課長 ポートレース事業課長 菊川総合支所地域政策課長 豊田総合支所地域政策課長 豊浦総合支所地域政策課長 豊北総合支所地域政策課長 — 市議会事務局庶務課長 教育委員会教育政策課長 上下水道局企画総務課長 消防局総務課長																																		
市国民保護対策本部	名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）																																		
市対策本部長	市 長	副市長	防災危機管理監																																		
市対策副本部長	副市長	防災危機管理監	—																																		
市対策本部員	防災危機管理監 総合政策部長 総務部長 財政部長 市民部長 福祉部長 こども未来部長 保健部長 環境部長 産業振興部長 農林水産振興部長 観光庁・文化部長 建設部長 都市整備部長 港湾局長 ポートレース事業管理者 菊川総合支所長 豊田総合支所長 豊浦総合支所長 豊北総合支所長 会計管理者 市議会事務局長 教育長 上下水道事業管理者 消防局長	防災危機管理課長 総合政策部次長 総務部次長 財政部次長 市民部次長 福祉部次長 こども未来部次長 保健部次長 環境部次長 産業振興部次長 農林水産振興部次長 観光庁・文化部次長 建設部次長 都市整備部次長 港湾局副局長 ポートレース事業局次長 菊川総合支所次長 豊田総合支所次長 豊浦総合支所次長 豊北総合支所次長 会計管理者 市議会事務局次長 教育長 上下水道局副局長 消防局次長	企画課長 総務部総務課長 財政課長 まちづくり政策課長 福祉政策課長 子育て政策課長 保健医療政策課長 環境政策課長 産業振興課長 農業振興課長 観光政策課長 道路河川建設課長 都市計画課長 港湾局経営課長 ポートレース事業課長 菊川総合支所地域政策課長 豊田総合支所地域政策課長 豊浦総合支所地域政策課長 豊北総合支所地域政策課長 — 市議会事務局庶務課長 教育委員会教育政策課長 上下水道局総務課長 消防局総務課長																																		

下関市国民保護計画修正 新旧対照表

一連番号	該当箇所/該当ページ	項目名	旧(現行)	新(修正案)	理由	担当部局室・関係機関																																																																																																																																																																																																																								
1 1	6 生活関連等施設の把握等/P43	第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	<p>【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県・市担当部局】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国民保護法施行令</th> <th>各号</th> <th>施設の種類</th> <th>所管省庁名</th> <th>山口県関係課</th> <th>下関市関係部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">第27条</td> <td>1号</td> <td>発電所、変電所</td> <td>経済産業省</td> <td>商政課</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>ガス工作物</td> <td>経済産業省</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池</td> <td>厚生労働省</td> <td>生活衛生課</td> <td>上下水道局</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>鉄道施設、軌道施設</td> <td>国土交通省</td> <td>交通政策課</td> <td>建設部</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>電気通信事業用交換設備</td> <td>総務省</td> <td>防災危機管理課</td> <td>総務部</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>放送用無線設備</td> <td>総務省</td> <td>-</td> <td>総合政策部</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>水城施設、係留施設</td> <td>国土交通省</td> <td>港湾課</td> <td>港湾局</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>滑走路等、航空保安施設、旅客ターミナル施設</td> <td>国土交通省</td> <td>港湾課</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>ダム</td> <td>国土交通省 農林水産省</td> <td>河川課 農村整備課 企業局総務課</td> <td>建設部</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">第28条</td> <td>1号</td> <td>危険物</td> <td>総務省消防庁</td> <td>消防保安課</td> <td>消防局</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>毒劇物 (毒物及び劇物取締法)</td> <td>厚生労働省</td> <td>業務課</td> <td>保健部</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>火薬類</td> <td>経済産業省</td> <td>商政課</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> <td>消防保安課</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>核燃料物質 (汚染物質を含む。)</td> <td>原子力規制委員会</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>核原料物質</td> <td>原子力規制委員会</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>放射性同位元素 (汚染物質を含む。)</td> <td>原子力規制委員会</td> <td>防災危機管理課 医務保険課</td> <td>保健部</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>毒劇物 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)</td> <td>厚生労働省 農林水産省</td> <td>業務課</td> <td>保健部</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>電気工作物内の高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>10号</td> <td>生物剤、毒素</td> <td>各省庁 (主務大臣)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>11号</td> <td>毒性物質</td> <td>経済産業省</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	山口県関係課	下関市関係部局	第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	商政課	-	2号	ガス工作物	経済産業省	-	-	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	生活衛生課	上下水道局	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	交通政策課	建設部	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	防災危機管理課	総務部	6号	放送用無線設備	総務省	-	総合政策部	7号	水城施設、係留施設	国土交通省	港湾課	港湾局	8号	滑走路等、航空保安施設、旅客ターミナル施設	国土交通省	港湾課	-	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	河川課 農村整備課 企業局総務課	建設部	第28条	1号	危険物	総務省消防庁	消防保安課	消防局	2号	毒劇物 (毒物及び劇物取締法)	厚生労働省	業務課	保健部	3号	火薬類	経済産業省	商政課	-	4号	高圧ガス	経済産業省	消防保安課	-	5号	核燃料物質 (汚染物質を含む。)	原子力規制委員会	-	-	6号	核原料物質	原子力規制委員会	-	-	7号	放射性同位元素 (汚染物質を含む。)	原子力規制委員会	防災危機管理課 医務保険課	保健部	8号	毒劇物 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)	厚生労働省 農林水産省	業務課	保健部	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	-	-	10号	生物剤、毒素	各省庁 (主務大臣)	-	-	11号	毒性物質	経済産業省	-	-	<p>【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県・市担当部局】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国民保護法施行令</th> <th>各号</th> <th>施設の種類</th> <th>所管省庁名</th> <th>山口県関係課</th> <th>下関市関係部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">第27条</td> <td>1号</td> <td>発電所、変電所</td> <td>経済産業省</td> <td>産業政策課</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>ガス工作物</td> <td>経済産業省</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池</td> <td>国土交通省</td> <td>生活衛生課</td> <td>上下水道局</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>鉄道施設、軌道施設</td> <td>国土交通省</td> <td>交通政策課</td> <td>建設部</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>電気通信事業用交換設備</td> <td>総務省</td> <td>防災危機管理課</td> <td>総務部</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>放送用無線設備</td> <td>総務省</td> <td>-</td> <td>総合政策部</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>水城施設、係留施設</td> <td>国土交通省</td> <td>港湾課</td> <td>港湾局</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>滑走路等、航空保安施設、旅客ターミナル施設</td> <td>国土交通省</td> <td>港湾課</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>ダム</td> <td>国土交通省 農林水産省</td> <td>河川課 農村整備課 企業局総務課</td> <td>建設部</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">第28条</td> <td>1号</td> <td>危険物</td> <td>総務省消防庁</td> <td>消防保安課</td> <td>消防局</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>毒劇物 (毒物及び劇物取締法)</td> <td>厚生労働省</td> <td>業務課</td> <td>保健部</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>火薬類</td> <td>経済産業省</td> <td>産業政策課</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> <td>消防保安課</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>核燃料物質 (汚染物質を含む。)</td> <td>原子力規制委員会</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>核原料物質</td> <td>原子力規制委員会</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>放射性同位元素 (汚染物質を含む。)</td> <td>原子力規制委員会</td> <td>防災危機管理課 医務保険課</td> <td>保健部</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>毒劇物 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)</td> <td>厚生労働省 農林水産省</td> <td>業務課</td> <td>保健部</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>電気工作物内の高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>10号</td> <td>生物剤、毒素</td> <td>各省庁 (主務大臣)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>11号</td> <td>毒性物質</td> <td>経済産業省</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	山口県関係課	下関市関係部局	第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	産業政策課	-	2号	ガス工作物	経済産業省	-	-	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	国土交通省	生活衛生課	上下水道局	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	交通政策課	建設部	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	防災危機管理課	総務部	6号	放送用無線設備	総務省	-	総合政策部	7号	水城施設、係留施設	国土交通省	港湾課	港湾局	8号	滑走路等、航空保安施設、旅客ターミナル施設	国土交通省	港湾課	-	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	河川課 農村整備課 企業局総務課	建設部	第28条	1号	危険物	総務省消防庁	消防保安課	消防局	2号	毒劇物 (毒物及び劇物取締法)	厚生労働省	業務課	保健部	3号	火薬類	経済産業省	産業政策課	-	4号	高圧ガス	経済産業省	消防保安課	-	5号	核燃料物質 (汚染物質を含む。)	原子力規制委員会	-	-	6号	核原料物質	原子力規制委員会	-	-	7号	放射性同位元素 (汚染物質を含む。)	原子力規制委員会	防災危機管理課 医務保険課	保健部	8号	毒劇物 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)	厚生労働省 農林水産省	業務課	保健部	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	-	-	10号	生物剤、毒素	各省庁 (主務大臣)	-	-	11号	毒性物質	経済産業省	-	-	1 山口県国民保護計画に準じた修正	山口県
国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	山口県関係課	下関市関係部局																																																																																																																																																																																																																									
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	商政課	-																																																																																																																																																																																																																									
	2号	ガス工作物	経済産業省	-	-																																																																																																																																																																																																																									
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	生活衛生課	上下水道局																																																																																																																																																																																																																									
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	交通政策課	建設部																																																																																																																																																																																																																									
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	防災危機管理課	総務部																																																																																																																																																																																																																									
	6号	放送用無線設備	総務省	-	総合政策部																																																																																																																																																																																																																									
	7号	水城施設、係留施設	国土交通省	港湾課	港湾局																																																																																																																																																																																																																									
	8号	滑走路等、航空保安施設、旅客ターミナル施設	国土交通省	港湾課	-																																																																																																																																																																																																																									
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	河川課 農村整備課 企業局総務課	建設部																																																																																																																																																																																																																									
	第28条	1号	危険物	総務省消防庁	消防保安課	消防局																																																																																																																																																																																																																								
		2号	毒劇物 (毒物及び劇物取締法)	厚生労働省	業務課	保健部																																																																																																																																																																																																																								
3号		火薬類	経済産業省	商政課	-																																																																																																																																																																																																																									
4号		高圧ガス	経済産業省	消防保安課	-																																																																																																																																																																																																																									
5号		核燃料物質 (汚染物質を含む。)	原子力規制委員会	-	-																																																																																																																																																																																																																									
6号		核原料物質	原子力規制委員会	-	-																																																																																																																																																																																																																									
7号		放射性同位元素 (汚染物質を含む。)	原子力規制委員会	防災危機管理課 医務保険課	保健部																																																																																																																																																																																																																									
8号		毒劇物 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)	厚生労働省 農林水産省	業務課	保健部																																																																																																																																																																																																																									
9号		電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	-	-																																																																																																																																																																																																																									
10号		生物剤、毒素	各省庁 (主務大臣)	-	-																																																																																																																																																																																																																									
11号		毒性物質	経済産業省	-	-																																																																																																																																																																																																																									
国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	山口県関係課	下関市関係部局																																																																																																																																																																																																																									
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	産業政策課	-																																																																																																																																																																																																																									
	2号	ガス工作物	経済産業省	-	-																																																																																																																																																																																																																									
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	国土交通省	生活衛生課	上下水道局																																																																																																																																																																																																																									
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	交通政策課	建設部																																																																																																																																																																																																																									
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	防災危機管理課	総務部																																																																																																																																																																																																																									
	6号	放送用無線設備	総務省	-	総合政策部																																																																																																																																																																																																																									
	7号	水城施設、係留施設	国土交通省	港湾課	港湾局																																																																																																																																																																																																																									
	8号	滑走路等、航空保安施設、旅客ターミナル施設	国土交通省	港湾課	-																																																																																																																																																																																																																									
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	河川課 農村整備課 企業局総務課	建設部																																																																																																																																																																																																																									
	第28条	1号	危険物	総務省消防庁	消防保安課	消防局																																																																																																																																																																																																																								
		2号	毒劇物 (毒物及び劇物取締法)	厚生労働省	業務課	保健部																																																																																																																																																																																																																								
3号		火薬類	経済産業省	産業政策課	-																																																																																																																																																																																																																									
4号		高圧ガス	経済産業省	消防保安課	-																																																																																																																																																																																																																									
5号		核燃料物質 (汚染物質を含む。)	原子力規制委員会	-	-																																																																																																																																																																																																																									
6号		核原料物質	原子力規制委員会	-	-																																																																																																																																																																																																																									
7号		放射性同位元素 (汚染物質を含む。)	原子力規制委員会	防災危機管理課 医務保険課	保健部																																																																																																																																																																																																																									
8号		毒劇物 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)	厚生労働省 農林水産省	業務課	保健部																																																																																																																																																																																																																									
9号		電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	-	-																																																																																																																																																																																																																									
10号		生物剤、毒素	各省庁 (主務大臣)	-	-																																																																																																																																																																																																																									
11号		毒性物質	経済産業省	-	-																																																																																																																																																																																																																									
1 2	1 市における備蓄(防災危機管理課、保健部、産業振興部、建設部、消防局) /P44	第2編 平素からの備えや予防 第3章 物資及び資材の備蓄、整備	(1) 防災のための備蓄との関係 住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共に多くのものがあることから、 <u>可能であるものについては</u> 、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し又は調達体制を整備する。	(1) 防災のための備蓄との関係 住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共に多くのものがあることから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は特に地下に所在する避難施設などで、防災のための備蓄が整備されていない施設については、 <u>隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、調達体制を整備する。</u>	1 県通知(令4防災危機第491号)に準じた修正	山口県																																																																																																																																																																																																																								
1 3	1 市対策本部の設置/P52	第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等	<pre> graph TD A[総合政策部] --> B[◎企画班(企画課、エリアビジョン推進室)、秘書広報班(秘書課、広報戦略課)、国際班(国際課)、情報政策班(情報政策課)、東京連絡班(東京事務所)] A --> C[総務部] --> D[◎総務班(総務課)、職員班(職員課)、資産班(資産経営課)、契約班(契約課)] A --> E[財政部] --> F[◎財政班(財政課)、税務班(納税課、市民税課、資産税課)] A --> G[市民対策部] --> H[◎市民班(まちづくり政策課、市民サービス課、生活安全課)、人権・男女共同参画班(人権・男女共同参画課)、各支所班(12支所)] </pre>	<pre> graph TD A[総合政策部] --> B[◎企画班(企画課、共創イノベーション課)、秘書広報班(秘書課、広報戦略課)、国際班(国際課)、情報政策班(情報政策課)、東京連絡班(東京事務所)] A --> C[総務部] --> D[◎総務班(総務課)、職員班(職員課)、資産班(資産経営課)、契約班(契約課)] A --> E[財政部] --> F[◎財政班(財政課)、税務班(納税課、市民税課、資産税課)] A --> G[市民対策部] --> H[◎市民班(まちづくり政策課、市民サービス課、生活安全課)、人権・男女共同参画課)、各支所班(12支所)] </pre>	2 「下関市行政組織規則」一部改正に伴う修正	総合政策部 市民対策部																																																																																																																																																																																																																								

下関市国民保護計画修正 新旧対照表

一連番号	該当箇所/該当ページ	項目名	旧(現行)	新(修正案)	理由	担当部局室・関係機関																
14	1 市対策本部の設置 /P52	第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等			2 「下関市行政組織規則」一部改正に伴う修正	都市整備部																
15	1 市対策本部の設置 /P53	第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等			2 「下関市上下水道局分課規程」改正に伴う修正	上下水道局																
16	1 市対策本部の設置 /P55	第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班 (担当課所)</th> <th>班の所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総合政策部</td> <td>部長 総合政策部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎企画班 (企画課、エリアビジョン推進室)</td> <td>1 普報・避難指示の伝達、避難実施要領の伝達及び各種被災情報の報道機関への広報依頼に係る秘書広報班への応援に関すること。 2 部内各業務の調整・取りまとめに関すること。 3 離島、辺地及び過疎地域との連絡調整に関すること。 4 部内外他班への協力応援に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	部	班 (担当課所)	班の所掌事務	総合政策部	部長 総合政策部長		◎企画班 (企画課、エリアビジョン推進室)	1 普報・避難指示の伝達、避難実施要領の伝達及び各種被災情報の報道機関への広報依頼に係る秘書広報班への応援に関すること。 2 部内各業務の調整・取りまとめに関すること。 3 離島、辺地及び過疎地域との連絡調整に関すること。 4 部内外他班への協力応援に関すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班 (担当課所)</th> <th>班の所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総合政策部</td> <td>部長 総合政策部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎企画班 (企画課、共創イノベーション課)</td> <td>1 普報・避難指示の伝達、避難実施要領の伝達及び各種被災情報の報道機関への広報依頼に係る秘書広報班への応援に関すること。 2 部内各業務の調整・取りまとめに関すること。 3 離島、辺地及び過疎地域との連絡調整に関すること。 4 部内外他班への協力応援に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	部	班 (担当課所)	班の所掌事務	総合政策部	部長 総合政策部長		◎企画班 (企画課、共創イノベーション課)	1 普報・避難指示の伝達、避難実施要領の伝達及び各種被災情報の報道機関への広報依頼に係る秘書広報班への応援に関すること。 2 部内各業務の調整・取りまとめに関すること。 3 離島、辺地及び過疎地域との連絡調整に関すること。 4 部内外他班への協力応援に関すること。	2 「下関市行政組織規則」一部改正に伴う修正	総合政策部
部	班 (担当課所)	班の所掌事務																				
総合政策部	部長 総合政策部長																					
	◎企画班 (企画課、エリアビジョン推進室)	1 普報・避難指示の伝達、避難実施要領の伝達及び各種被災情報の報道機関への広報依頼に係る秘書広報班への応援に関すること。 2 部内各業務の調整・取りまとめに関すること。 3 離島、辺地及び過疎地域との連絡調整に関すること。 4 部内外他班への協力応援に関すること。																				
部	班 (担当課所)	班の所掌事務																				
総合政策部	部長 総合政策部長																					
	◎企画班 (企画課、共創イノベーション課)	1 普報・避難指示の伝達、避難実施要領の伝達及び各種被災情報の報道機関への広報依頼に係る秘書広報班への応援に関すること。 2 部内各業務の調整・取りまとめに関すること。 3 離島、辺地及び過疎地域との連絡調整に関すること。 4 部内外他班への協力応援に関すること。																				
17	1 市対策本部の設置 /P56	第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">部長 市民部長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市民対策部</td> <td>◎市民班 (まちづくり政策課、市民サービス課、生活安全課)</td> <td>1 支所 (各支所班) の状況把握及び情報伝達事項の整理並びに不足人員の応援調整に関すること。 2 各総合支所との連絡調整に関すること。 3 安否情報の収集、整理に関すること。 4 安否情報の回答、問い合わせへの対応に関すること。 5 被災者の相談に関すること。 6 署災証明書の交付に関すること。 7 墓火葬許可書の発行に関すること。 8 市民活動団体との連携及び支援に関すること。 9 火葬場の被害状況把握及び広域火葬応援の要請に関すること。 10 部内各業務の調整・取りまとめに関すること。 11 部内外他班への協力応援に関すること。</td> </tr> <tr> <td>人権・男女共同参画班 (人権・男女共同参画課)</td> <td>1 安否情報の回答、問い合わせの対応に係る市民班への応援に関すること。 2 署災証明書の交付に係る市民班への応援に関すること。 3 人権啓発施設の被害対策に関すること。 4 部内外他班への協力応援に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	部長 市民部長		市民対策部	◎市民班 (まちづくり政策課、市民サービス課、生活安全課)	1 支所 (各支所班) の状況把握及び情報伝達事項の整理並びに不足人員の応援調整に関すること。 2 各総合支所との連絡調整に関すること。 3 安否情報の収集、整理に関すること。 4 安否情報の回答、問い合わせへの対応に関すること。 5 被災者の相談に関すること。 6 署災証明書の交付に関すること。 7 墓火葬許可書の発行に関すること。 8 市民活動団体との連携及び支援に関すること。 9 火葬場の被害状況把握及び広域火葬応援の要請に関すること。 10 部内各業務の調整・取りまとめに関すること。 11 部内外他班への協力応援に関すること。	人権・男女共同参画班 (人権・男女共同参画課)	1 安否情報の回答、問い合わせの対応に係る市民班への応援に関すること。 2 署災証明書の交付に係る市民班への応援に関すること。 3 人権啓発施設の被害対策に関すること。 4 部内外他班への協力応援に関すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">部長 市民部長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市民対策部</td> <td>◎市民班 (まちづくり政策課、市民サービス課、生活安全課、人権・男女共同参画課)</td> <td>1 支所 (各支所班) の状況把握及び情報伝達事項の整理並びに不足人員の応援調整に関すること。 2 安否情報の収集、整理に関すること。 3 安否情報の回答、問い合わせへの対応に関すること。 4 被災者の相談に関すること。 5 署(り)災証明書の交付に関すること。 6 墓火葬許可書の発行に関すること。 7 市民活動団体との連携及び支援に関すること。 8 火葬場の被害状況把握及び広域火葬応援の要請に関すること。 9 部内各業務の調整・取りまとめに関すること。 10 人権啓発施設の被害対策に関すること。 11 部内外他班への協力応援に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	部長 市民部長		市民対策部	◎市民班 (まちづくり政策課、市民サービス課、生活安全課、人権・男女共同参画課)	1 支所 (各支所班) の状況把握及び情報伝達事項の整理並びに不足人員の応援調整に関すること。 2 安否情報の収集、整理に関すること。 3 安否情報の回答、問い合わせへの対応に関すること。 4 被災者の相談に関すること。 5 署(り)災証明書の交付に関すること。 6 墓火葬許可書の発行に関すること。 7 市民活動団体との連携及び支援に関すること。 8 火葬場の被害状況把握及び広域火葬応援の要請に関すること。 9 部内各業務の調整・取りまとめに関すること。 10 人権啓発施設の被害対策に関すること。 11 部内外他班への協力応援に関すること。	3 業務内容等に伴う修正	市民部				
部長 市民部長																						
市民対策部	◎市民班 (まちづくり政策課、市民サービス課、生活安全課)	1 支所 (各支所班) の状況把握及び情報伝達事項の整理並びに不足人員の応援調整に関すること。 2 各総合支所との連絡調整に関すること。 3 安否情報の収集、整理に関すること。 4 安否情報の回答、問い合わせへの対応に関すること。 5 被災者の相談に関すること。 6 署災証明書の交付に関すること。 7 墓火葬許可書の発行に関すること。 8 市民活動団体との連携及び支援に関すること。 9 火葬場の被害状況把握及び広域火葬応援の要請に関すること。 10 部内各業務の調整・取りまとめに関すること。 11 部内外他班への協力応援に関すること。																				
	人権・男女共同参画班 (人権・男女共同参画課)	1 安否情報の回答、問い合わせの対応に係る市民班への応援に関すること。 2 署災証明書の交付に係る市民班への応援に関すること。 3 人権啓発施設の被害対策に関すること。 4 部内外他班への協力応援に関すること。																				
部長 市民部長																						
市民対策部	◎市民班 (まちづくり政策課、市民サービス課、生活安全課、人権・男女共同参画課)	1 支所 (各支所班) の状況把握及び情報伝達事項の整理並びに不足人員の応援調整に関すること。 2 安否情報の収集、整理に関すること。 3 安否情報の回答、問い合わせへの対応に関すること。 4 被災者の相談に関すること。 5 署(り)災証明書の交付に関すること。 6 墓火葬許可書の発行に関すること。 7 市民活動団体との連携及び支援に関すること。 8 火葬場の被害状況把握及び広域火葬応援の要請に関すること。 9 部内各業務の調整・取りまとめに関すること。 10 人権啓発施設の被害対策に関すること。 11 部内外他班への協力応援に関すること。																				

下関市国民保護計画修正 新旧対照表

一連番号	該当箇所/該当ページ	項目名	旧(現行)	新(修正案)	理由	担当部局室・関係機関																										
18	1 市対策本部の設置 /P61	第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">部長 都市整備部長</td> </tr> <tr> <td>④都市計画班 (都市計画課)</td><td> 1 被害応急対策活動に必要な場所、施設、空き地等の確保に係る公園班への応援に關すること。 2 都市施設の被害対策及び被害状況調査に關すること。 3 部内各業務の調整・取りまとめ及び土木対策部への応援に關すること。 4 部内外他班への協力応援に關すること。 </td> </tr> <tr> <td>交通対策班 (交通対策課)</td><td> 1 公共交通の被害状況調査に關すること。 2 交通機関との連絡調整に關すること。 3 自転車駐車場の被害調査に關すること。 4 市営駐車場の被害調査に關すること。 5 部内外他班への協力応援に關すること。 </td> </tr> <tr> <td>市街地開発班 (市街地開発課)</td><td> 1 下関駅前広場、下関駅連絡通路等の被害状況調査及び応急対策に關すること。 2 所管事業区域の被害対策及び被害状況調査に關すること。 3 部内外他班への協力応援に關すること。 </td> </tr> </table>	部長 都市整備部長		④都市計画班 (都市計画課)	1 被害応急対策活動に必要な場所、施設、空き地等の確保に係る公園班への応援に關すること。 2 都市施設の被害対策及び被害状況調査に關すること。 3 部内各業務の調整・取りまとめ及び土木対策部への応援に關すること。 4 部内外他班への協力応援に關すること。	交通対策班 (交通対策課)	1 公共交通の被害状況調査に關すること。 2 交通機関との連絡調整に關すること。 3 自転車駐車場の被害調査に關すること。 4 市営駐車場の被害調査に關すること。 5 部内外他班への協力応援に關すること。	市街地開発班 (市街地開発課)	1 下関駅前広場、下関駅連絡通路等の被害状況調査及び応急対策に關すること。 2 所管事業区域の被害対策及び被害状況調査に關すること。 3 部内外他班への協力応援に關すること。	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">部長 都市整備部長</td> </tr> <tr> <td>④都市計画班 (都市計画課)</td><td> 1 被害応急対策活動に必要な場所、施設、空き地等の確保に係る公園班への応援に關すること。 2 都市施設の被害対策及び被害状況調査に關すること。 3 部内各業務の調整・取りまとめ及び土木対策部への応援に關すること。 4 公共交通の被害状況調査に關すること。 5 交通機関との連絡調整に關すること。 6 自転車駐車場の被害調査に關すること。 7 市営駐車場の被害調査に關すること。 8 部内外他班への協力応援に關すること。 </td> </tr> <tr> <td>市街地開発班 (市街地開発課)</td><td> 1 下関駅前広場、下関駅連絡通路等の被害状況調査及び応急対策に關すること。 2 所管事業区域の被害対策及び被害状況調査に關すること。 3 部内外他班への協力応援に關すること。 </td> </tr> </table>	部長 都市整備部長		④都市計画班 (都市計画課)	1 被害応急対策活動に必要な場所、施設、空き地等の確保に係る公園班への応援に關すること。 2 都市施設の被害対策及び被害状況調査に關すること。 3 部内各業務の調整・取りまとめ及び土木対策部への応援に關すること。 4 公共交通の被害状況調査に關すること。 5 交通機関との連絡調整に關すること。 6 自転車駐車場の被害調査に關すること。 7 市営駐車場の被害調査に關すること。 8 部内外他班への協力応援に關すること。	市街地開発班 (市街地開発課)	1 下関駅前広場、下関駅連絡通路等の被害状況調査及び応急対策に關すること。 2 所管事業区域の被害対策及び被害状況調査に關すること。 3 部内外他班への協力応援に關すること。	2 「下関市行政組織規則」一部改正に伴う修正 3 業務内容等に伴う修正	都市整備部												
部長 都市整備部長																																
④都市計画班 (都市計画課)	1 被害応急対策活動に必要な場所、施設、空き地等の確保に係る公園班への応援に關すること。 2 都市施設の被害対策及び被害状況調査に關すること。 3 部内各業務の調整・取りまとめ及び土木対策部への応援に關すること。 4 部内外他班への協力応援に關すること。																															
交通対策班 (交通対策課)	1 公共交通の被害状況調査に關すること。 2 交通機関との連絡調整に關すること。 3 自転車駐車場の被害調査に關すること。 4 市営駐車場の被害調査に關すること。 5 部内外他班への協力応援に關すること。																															
市街地開発班 (市街地開発課)	1 下関駅前広場、下関駅連絡通路等の被害状況調査及び応急対策に關すること。 2 所管事業区域の被害対策及び被害状況調査に關すること。 3 部内外他班への協力応援に關すること。																															
部長 都市整備部長																																
④都市計画班 (都市計画課)	1 被害応急対策活動に必要な場所、施設、空き地等の確保に係る公園班への応援に關すること。 2 都市施設の被害対策及び被害状況調査に關すること。 3 部内各業務の調整・取りまとめ及び土木対策部への応援に關すること。 4 公共交通の被害状況調査に關すること。 5 交通機関との連絡調整に關すること。 6 自転車駐車場の被害調査に關すること。 7 市営駐車場の被害調査に關すること。 8 部内外他班への協力応援に關すること。																															
市街地開発班 (市街地開発課)	1 下関駅前広場、下関駅連絡通路等の被害状況調査及び応急対策に關すること。 2 所管事業区域の被害対策及び被害状況調査に關すること。 3 部内外他班への協力応援に關すること。																															
19	1 市対策本部の設置 /P72	第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">部長 上下水道事業管理者</td> </tr> <tr> <td>④総務班 (総務課)</td><td> 1 本部及び上下水道対策部各班との連絡調整、各関係機関への連絡及び情報収集。 2 被害状況調査に關すること。 3 広報資料(テープ含む)及び電話対応マニュアルの作成。 4 自治会・大口使用者への連絡、広報文書の作成、報道機関への対応、ビラ等の作成。 5 部内各業務の調整・取りまとめに關すること。 6 部内外他班への協力応援に關すること。 </td> </tr> <tr> <td>情報処理班 (総務課)</td><td> 1 各班の情報処理及び分析に關すること。 2 応急復旧方針及び応急給水活動方針の決定に關すること。 3 部内外他班への協力応援に關すること。 </td> </tr> <tr> <td>広報班 (財政経営課)</td><td> 1 広報車によるマイク放送。 2 非常車両の確保・調達。 3 部内外他班への協力応援に關すること。 </td> </tr> <tr> <td>市民対策班 (お客さまサービス課)</td><td> 1 市民からの苦情受付、問合せ対応。 2 部内外他班への協力応援に關すること。 </td> </tr> <tr> <td>給水班 (給水課)</td><td> 1 給水車の手配、給水計画。 2 給水タンク車への給水作業、タンク車給水。 3 部内外他班への協力応援に關すること。 </td> </tr> <tr> <td>調査復旧班 (上水工務課、浄水課、水質管理センター、下水道整備課、下水道施設課)</td><td> 1 資材の調達、業者の手配。 2 断水計画、復旧作業に係わる関係機関への連絡。 3 現場確認、業者への指導、記録、通信。 4 分操作、洗管。 5 下水道等の被害対策及び被害状況調査に關すること。 6 下水道施設被災地区への広報及び仮設トイレの設置依頼(清掃班)に關すること。 7 水質調査に關すること。 8 部内外他班への協力応援に關すること。 </td> </tr> </table>	部長 上下水道事業管理者		④総務班 (総務課)	1 本部及び上下水道対策部各班との連絡調整、各関係機関への連絡及び情報収集。 2 被害状況調査に關すること。 3 広報資料(テープ含む)及び電話対応マニュアルの作成。 4 自治会・大口使用者への連絡、広報文書の作成、報道機関への対応、ビラ等の作成。 5 部内各業務の調整・取りまとめに關すること。 6 部内外他班への協力応援に關すること。	情報処理班 (総務課)	1 各班の情報処理及び分析に關すること。 2 応急復旧方針及び応急給水活動方針の決定に關すること。 3 部内外他班への協力応援に關すること。	広報班 (財政経営課)	1 広報車によるマイク放送。 2 非常車両の確保・調達。 3 部内外他班への協力応援に關すること。	市民対策班 (お客さまサービス課)	1 市民からの苦情受付、問合せ対応。 2 部内外他班への協力応援に關すること。	給水班 (給水課)	1 給水車の手配、給水計画。 2 給水タンク車への給水作業、タンク車給水。 3 部内外他班への協力応援に關すること。	調査復旧班 (上水工務課、浄水課、水質管理センター、下水道整備課、下水道施設課)	1 資材の調達、業者の手配。 2 断水計画、復旧作業に係わる関係機関への連絡。 3 現場確認、業者への指導、記録、通信。 4 分操作、洗管。 5 下水道等の被害対策及び被害状況調査に關すること。 6 下水道施設被災地区への広報及び仮設トイレの設置依頼(清掃班)に關すること。 7 水質調査に關すること。 8 部内外他班への協力応援に關すること。	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">部長 上下水道事業管理者</td> </tr> <tr> <td>④総務班・広報室 (上下水道局総務課)</td><td> 1 本部及び上下水道対策部各班との連絡調整、各関係機関への連絡及び情報収集。 2 被害状況調査に關すること。 3 住民への広報に關すること。 4 報道対応に關すること。 5 車両や必要備蓄品の確保、調達に關すること。 6 部内各業務の調整・取りまとめに關すること。 7 部内外他班への協力応援に關すること。 </td> </tr> <tr> <td>市民対策班 (お客さまサービス課)</td><td> 1 市民からの苦情受付、問合せ対応。 2 水道料金の減免等に關すること。 3 大口利用者の連絡に關すること。 4 部内外他班への協力応援に關すること。 </td> </tr> <tr> <td>給水班 (水道管路課)</td><td> 1 応急給水活動に關すること。 2 漏水調査に關すること。 3 部内外他班への協力応援に關すること。 </td> </tr> <tr> <td>調査復旧班 (水道管路課、水道施設課)</td><td> 1 水道管路並びに水道施設の被害状況調査及び被害応急措置・復旧作業全般に關すること。 2 部内外他班への協力応援に關すること。 </td> </tr> <tr> <td>水運用班 (水道施設課)</td><td> 1 水運に關すること。 2 配水池の貯水量の監視・水運用に關すること。 3 水質調査に關すること。 4 部内外他班への協力応援に關すること。 </td> </tr> </table>	部長 上下水道事業管理者		④総務班・広報室 (上下水道局総務課)	1 本部及び上下水道対策部各班との連絡調整、各関係機関への連絡及び情報収集。 2 被害状況調査に關すること。 3 住民への広報に關すること。 4 報道対応に關すること。 5 車両や必要備蓄品の確保、調達に關すること。 6 部内各業務の調整・取りまとめに關すること。 7 部内外他班への協力応援に關すること。	市民対策班 (お客さまサービス課)	1 市民からの苦情受付、問合せ対応。 2 水道料金の減免等に關すること。 3 大口利用者の連絡に關すること。 4 部内外他班への協力応援に關すること。	給水班 (水道管路課)	1 応急給水活動に關すること。 2 漏水調査に關すること。 3 部内外他班への協力応援に關すること。	調査復旧班 (水道管路課、水道施設課)	1 水道管路並びに水道施設の被害状況調査及び被害応急措置・復旧作業全般に關すること。 2 部内外他班への協力応援に關すること。	水運用班 (水道施設課)	1 水運に關すること。 2 配水池の貯水量の監視・水運用に關すること。 3 水質調査に關すること。 4 部内外他班への協力応援に關すること。	2 「下関市上下水道局分課規定」改正に伴う修正	上下水道局
部長 上下水道事業管理者																																
④総務班 (総務課)	1 本部及び上下水道対策部各班との連絡調整、各関係機関への連絡及び情報収集。 2 被害状況調査に關すること。 3 広報資料(テープ含む)及び電話対応マニュアルの作成。 4 自治会・大口使用者への連絡、広報文書の作成、報道機関への対応、ビラ等の作成。 5 部内各業務の調整・取りまとめに關すること。 6 部内外他班への協力応援に關すること。																															
情報処理班 (総務課)	1 各班の情報処理及び分析に關すること。 2 応急復旧方針及び応急給水活動方針の決定に關すること。 3 部内外他班への協力応援に關すること。																															
広報班 (財政経営課)	1 広報車によるマイク放送。 2 非常車両の確保・調達。 3 部内外他班への協力応援に關すること。																															
市民対策班 (お客さまサービス課)	1 市民からの苦情受付、問合せ対応。 2 部内外他班への協力応援に關すること。																															
給水班 (給水課)	1 給水車の手配、給水計画。 2 給水タンク車への給水作業、タンク車給水。 3 部内外他班への協力応援に關すること。																															
調査復旧班 (上水工務課、浄水課、水質管理センター、下水道整備課、下水道施設課)	1 資材の調達、業者の手配。 2 断水計画、復旧作業に係わる関係機関への連絡。 3 現場確認、業者への指導、記録、通信。 4 分操作、洗管。 5 下水道等の被害対策及び被害状況調査に關すること。 6 下水道施設被災地区への広報及び仮設トイレの設置依頼(清掃班)に關すること。 7 水質調査に關すること。 8 部内外他班への協力応援に關すること。																															
部長 上下水道事業管理者																																
④総務班・広報室 (上下水道局総務課)	1 本部及び上下水道対策部各班との連絡調整、各関係機関への連絡及び情報収集。 2 被害状況調査に關すること。 3 住民への広報に關すること。 4 報道対応に關すること。 5 車両や必要備蓄品の確保、調達に關すること。 6 部内各業務の調整・取りまとめに關すること。 7 部内外他班への協力応援に關すること。																															
市民対策班 (お客さまサービス課)	1 市民からの苦情受付、問合せ対応。 2 水道料金の減免等に關すること。 3 大口利用者の連絡に關すること。 4 部内外他班への協力応援に關すること。																															
給水班 (水道管路課)	1 応急給水活動に關すること。 2 漏水調査に關すること。 3 部内外他班への協力応援に關すること。																															
調査復旧班 (水道管路課、水道施設課)	1 水道管路並びに水道施設の被害状況調査及び被害応急措置・復旧作業全般に關すること。 2 部内外他班への協力応援に關すること。																															
水運用班 (水道施設課)	1 水運に關すること。 2 配水池の貯水量の監視・水運用に關すること。 3 水質調査に關すること。 4 部内外他班への協力応援に關すること。																															

下関市国民保護計画修正 新旧対照表

一連番号	該当箇所／該当ページ	項目名	旧(現行)	新(修正案)	理由	担当部局室・関係機関																																																																								
20	1 市対策本部の設置／P73	第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班 (担当課所)</th> <th>班の所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">上下水道対策部</td> <td>水運用班 (浄水課、水質管理センター)</td> <td>1 配水池の貯水量の監視・水運用。 2 水質調査。 3 部内外他班への協力応援に関すること。</td> </tr> <tr> <td>北部事務所班 (北部事務所)</td> <td>1 総合支所管区域における上下水道施設被害状況の問い合わせ処理、住民への広報に関すること。 2 所管施設・設備の被害状況調査及び被害応急措置・復旧作業全般に関すること。 3 総合支所管区域における応急給水活動に関すること。 4 総合支所管区域における上下水道関係業者に対する連絡・調整に関すること。 5 本局及び各総合支所との連絡調整に関すること。 6 部内外他班への協力応援に関すること。</td> </tr> <tr> <td>下水道対策班 (下水道整備課、下水道施設課)</td> <td>1 終末処理場の被害対策及び被害状況調査に関すること。 2 部内外他班への協力応援に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	部	班 (担当課所)	班の所掌事務	上下水道対策部	水運用班 (浄水課、水質管理センター)	1 配水池の貯水量の監視・水運用。 2 水質調査。 3 部内外他班への協力応援に関すること。	北部事務所班 (北部事務所)	1 総合支所管区域における上下水道施設被害状況の問い合わせ処理、住民への広報に関すること。 2 所管施設・設備の被害状況調査及び被害応急措置・復旧作業全般に関すること。 3 総合支所管区域における応急給水活動に関すること。 4 総合支所管区域における上下水道関係業者に対する連絡・調整に関すること。 5 本局及び各総合支所との連絡調整に関すること。 6 部内外他班への協力応援に関すること。	下水道対策班 (下水道整備課、下水道施設課)	1 終末処理場の被害対策及び被害状況調査に関すること。 2 部内外他班への協力応援に関すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班 (担当課所)</th> <th>班の所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">上下水道対策部</td> <td>北部事務所班 (北部事務所)</td> <td>1 総合支所管区域における上下水道施設被害状況の問い合わせ処理、住民への広報に関すること。 2 所管施設・設備の被害状況調査及び被害応急措置・復旧作業全般に関すること。 3 総合支所管区域における応急給水活動に関すること。 4 総合支所管区域における上下水道関係業者に対する連絡・調整に関すること。 5 本局及び各総合支所との連絡調整に関すること。 6 部内外他班への協力応援に関すること。</td> </tr> <tr> <td>工業用水道対策班 (財務経営課、水道管路課、水道施設課)</td> <td>1 ユーザー企業・関係機関との連絡・調整に関すること。 2 工業用水道に係る管路・施設の被害状況調査及び被害応急措置・復旧作業全般に関すること。 3 部内外他班への協力応援に関すること。</td> </tr> <tr> <td>下水道対策班 (下水道管路課、下水道施設課)</td> <td>1 下水道管路並びに下水道施設の被害状況調査及び被害応急措置・復旧作業全般に関すること。 2 汚水の溢水・詰まり等への対応に関すること。 3 処理水及び放流水の水質確認に関すること。 4 部内外他班への協力応援に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	部	班 (担当課所)	班の所掌事務	上下水道対策部	北部事務所班 (北部事務所)	1 総合支所管区域における上下水道施設被害状況の問い合わせ処理、住民への広報に関すること。 2 所管施設・設備の被害状況調査及び被害応急措置・復旧作業全般に関すること。 3 総合支所管区域における応急給水活動に関すること。 4 総合支所管区域における上下水道関係業者に対する連絡・調整に関すること。 5 本局及び各総合支所との連絡調整に関すること。 6 部内外他班への協力応援に関すること。	工業用水道対策班 (財務経営課、水道管路課、水道施設課)	1 ユーザー企業・関係機関との連絡・調整に関すること。 2 工業用水道に係る管路・施設の被害状況調査及び被害応急措置・復旧作業全般に関すること。 3 部内外他班への協力応援に関すること。	下水道対策班 (下水道管路課、下水道施設課)	1 下水道管路並びに下水道施設の被害状況調査及び被害応急措置・復旧作業全般に関すること。 2 汚水の溢水・詰まり等への対応に関すること。 3 処理水及び放流水の水質確認に関すること。 4 部内外他班への協力応援に関すること。	2 「下関市上下水道局分課規定」改正に伴う修正 3 業務内容等に伴う修正	上下水道局																																																				
部	班 (担当課所)	班の所掌事務																																																																												
上下水道対策部	水運用班 (浄水課、水質管理センター)	1 配水池の貯水量の監視・水運用。 2 水質調査。 3 部内外他班への協力応援に関すること。																																																																												
	北部事務所班 (北部事務所)	1 総合支所管区域における上下水道施設被害状況の問い合わせ処理、住民への広報に関すること。 2 所管施設・設備の被害状況調査及び被害応急措置・復旧作業全般に関すること。 3 総合支所管区域における応急給水活動に関すること。 4 総合支所管区域における上下水道関係業者に対する連絡・調整に関すること。 5 本局及び各総合支所との連絡調整に関すること。 6 部内外他班への協力応援に関すること。																																																																												
	下水道対策班 (下水道整備課、下水道施設課)	1 終末処理場の被害対策及び被害状況調査に関すること。 2 部内外他班への協力応援に関すること。																																																																												
部	班 (担当課所)	班の所掌事務																																																																												
上下水道対策部	北部事務所班 (北部事務所)	1 総合支所管区域における上下水道施設被害状況の問い合わせ処理、住民への広報に関すること。 2 所管施設・設備の被害状況調査及び被害応急措置・復旧作業全般に関すること。 3 総合支所管区域における応急給水活動に関すること。 4 総合支所管区域における上下水道関係業者に対する連絡・調整に関すること。 5 本局及び各総合支所との連絡調整に関すること。 6 部内外他班への協力応援に関すること。																																																																												
	工業用水道対策班 (財務経営課、水道管路課、水道施設課)	1 ユーザー企業・関係機関との連絡・調整に関すること。 2 工業用水道に係る管路・施設の被害状況調査及び被害応急措置・復旧作業全般に関すること。 3 部内外他班への協力応援に関すること。																																																																												
	下水道対策班 (下水道管路課、下水道施設課)	1 下水道管路並びに下水道施設の被害状況調査及び被害応急措置・復旧作業全般に関すること。 2 汚水の溢水・詰まり等への対応に関すること。 3 処理水及び放流水の水質確認に関すること。 4 部内外他班への協力応援に関すること。																																																																												
21	1 避難の指示の通知・伝達／P85	第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等	① 市長は、県知事が避難の指示を迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。	① 市長は、県知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。	4 表現の適正化																																																																									
22	6 市の地域特性に応じた避難の方法／P95	第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">島名</th> <th rowspan="2">港</th> <th rowspan="2">人口 (人)</th> <th rowspan="2">旅客定員 (人)</th> <th rowspan="2">往復回数</th> <th rowspan="2">所要時間 (分)</th> <th rowspan="2">避難時間 (時間)</th> <th colspan="3">避難難易性</th> <th rowspan="2">へり着陸場数</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓋井島</td> <td>蓋井島漁港</td> <td>88</td> <td>80</td> <td>2</td> <td>40</td> <td>2.7</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>六連島</td> <td>六連島漁港</td> <td>88</td> <td>80</td> <td>2</td> <td>20</td> <td>1.4</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※人口：令和3年4月1日住民基本台帳より</p>	島名	港	人口 (人)	旅客定員 (人)	往復回数	所要時間 (分)	避難時間 (時間)	避難難易性			へり着陸場数	①	②	③	蓋井島	蓋井島漁港	88	80	2	40	2.7	○			2	六連島	六連島漁港	88	80	2	20	1.4	○			1	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">島名</th> <th rowspan="2">港</th> <th rowspan="2">人口 (人)</th> <th rowspan="2">旅客定員 (人)</th> <th rowspan="2">往復回数</th> <th rowspan="2">所要時間 (分)</th> <th rowspan="2">避難時間 (時間)</th> <th colspan="3">避難難易性</th> <th rowspan="2">へり着陸場数</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓋井島</td> <td>蓋井島漁港</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>2</td> <td>40</td> <td>2.7</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>六連島</td> <td>六連島漁港</td> <td>77</td> <td>80</td> <td>2</td> <td>20</td> <td>1.4</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※人口：令和6年4月30日住民基本台帳より</p>	島名	港	人口 (人)	旅客定員 (人)	往復回数	所要時間 (分)	避難時間 (時間)	避難難易性			へり着陸場数	①	②	③	蓋井島	蓋井島漁港	80	80	2	40	2.7	○			2	六連島	六連島漁港	77	80	2	20	1.4	○			1	4 表現の適正化	
島名	港	人口 (人)	旅客定員 (人)								往復回数	所要時間 (分)	避難時間 (時間)		避難難易性			へり着陸場数																																																												
				①	②	③																																																																								
蓋井島	蓋井島漁港	88	80	2	40	2.7	○			2																																																																				
六連島	六連島漁港	88	80	2	20	1.4	○			1																																																																				
島名	港	人口 (人)	旅客定員 (人)	往復回数	所要時間 (分)	避難時間 (時間)	避難難易性			へり着陸場数																																																																				
							①	②	③																																																																					
蓋井島	蓋井島漁港	80	80	2	40	2.7	○			2																																																																				
六連島	六連島漁港	77	80	2	20	1.4	○			1																																																																				
23	1 救援の実施／P100	第3編 武力攻撃事態等への対処 第5章 救援	(1) 救援の基準等 市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。) 及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。	(1) 救援の基準等 市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。) 及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。	4 表現の適正化																																																																									

下関市国民保護計画修正 新旧対照表

一連番号	該当箇所／該当ページ	項目名	旧(現行)	新(修正案)	理由	担当部局室・関係機関
24	3 生活基盤等の確保／P117	第3編 武力攻撃事態等への対処 第10章 国民生活の安定に伴う措置	(1) 水の安定的な供給 水道事業者、 <u>水道用水供給事業者</u> 及び工業用水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。	(1) 水の安定的な供給 水道事業者及び工業用水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。	4 表現の適正化	